

「神代住宅一団地の住宅施設」及び「神代団地地区地区計画」の都市計画案に関する都市計画法第17条に基づく縦覧と意見書の提出について

●内容

都市計画法第17条には、都市計画を決定しようとするときはその旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならず、その公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、市町村に意見書を提出することができるものと規定されています。

今回、「神代住宅一団地の住宅施設」及び「神代団地地区地区計画」に係る都市計画の案を作成いたしましたので、縦覧及び意見書の提出について2週間を期間として実施いたします。

縦覧の期間	: 令和8年4月16日(木)～4月30日(木)
意見書の提出期間	: 令和8年4月16日(木)～4月30日(木)(消印有効) いずれも土曜日・日曜日・祝日を除きます。
縦覧・意見書受付時間	: 午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所・意見書の提出先	: 狛江市まちづくり推進課(狛江市役所5階)

●意見書を提出できる方

意見書を提出できる方は以下の対象者となります。

狛江市民 及び 都市計画の案に係る利害関係人

●意見書のご提出方法

以下のいずれかの提出先・方法にてご提出ください。

狛江市まちづくり推進課(狛江市役所5階)へ持参、郵送、ファックス又はメール

意見書を提出される際は、以下の各号に掲げる事項を記載してください。なお、意見書の書式は自由ですが、参考として市ホームページに様式を掲載していますのでご活用ください。

- (1) 提出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他団体にあつては代表者の氏名
- (2) 都市計画の名称
「調布都市計画一団地の住宅施設神代住宅一団地の住宅施設」
「調布都市計画地区計画神代団地地区地区計画」
- (3) 意見及びその理由

問い合わせ・提出先: 狛江市都市建設部まちづくり推進課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

TEL: 03-3430-1309 ファックス: 03-3430-6870 メール: tokeit01@city.komae.lg.jp